

(案)

年 月 日

番 号

コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金実施要領を次のとおり制定する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金実施要領

第1 目的

コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金（以下「補助金」という。ただし第3までのものに限る。）は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について（令和3年11月19日閣議決定）に基づき実施する施策であり、原油価格高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐための激変緩和措置として、燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、小売価格の急騰を抑制することにより、消費者の負担を低減することを目的とする。

第2 業務内容

基金設置法人は、補助金により造成された基金（以下「基金」という。）を活用して、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める事業者（以下「受託事業者」という。）と委託契約を締結してこの第4に定めるコロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

基金設置法人が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。

なお、大臣は、受託事業者による委託事業（受託事業者が行う事業をいう。以下同じ。）の遂行が困難となった場合又は委託契約に定める期限が終了した場合等であって、当該

委託事業を継続する必要があるときは、基金設置法人に当該委託事業を継続させることができる。

1. 基金の造成

コロナ下における燃料油価格激変緩和基金の造成は、コロナ下における燃料油価格激変緩和対策補助金交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて行うものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

基金設置法人は、基金の名称、基金の額、基金のうち国費相当額、基金事業（基金を活用して行う本実施要領に定める事業をいう。以下同じ。）の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表しなければならない。

3. 基金の管理・運用方法

(1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保され、かつ、高い運用益が得られる方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 補助事業に係る基金からの支払は、第4に定める補助事業者へ交付すべき補助金の額の確定を実施した上で行うものとする。

(3) 第4に定める補助事業者が、基金設置法人又は受託事業者から返納を命じられた金額が基金設置法人に納付された場合の基金の管理は（1）によるものとする。

(4) 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、補助事業の実施、委託事業の実施及び基金事業に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

(5) 基金からの支払に当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

(6) 委託事業の実施により基金設置法人に対して発生した返還金、加算金、延滞金等の納付金の類の管理は（1）によることとする。

4. 補助事業による新規申請の受付を終了する時期

補助事業による新規申請の受付を行う期間は、令和3年度までとする。

5. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

6. 基金管理を行う期間等

(1) 基金設置法人が基金管理を行う期間は、原則として令和3年度末までに補助事業が終了し、第3の1(2)に定める報告に係る業務及び別表2その他に記載する事項に係る補助金の一部の返還に関する業務が終了するまでとする。

(2) 大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。

① 基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくは本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示等に違反した場合

② 基金設置法人が、基金を本実施要領に定める以外の用途に使用した場合

③ 基金設置法人が、交付要綱に定める交付対象事業又は基金事業に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

④ 基金設置法人が、委託事業の指導監督を十分に行わない場合

⑤ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合には、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金管理の終了後又は基金の解散後において、第4に定める補助事業者から基金設置法人（終了又は解散した基金宛てのもの）への返還があった場合には、これを国庫に返納しなければならない。

7. 基金の残額の扱い

基金設置法人は、補助事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、別に定める手続に従い、基金管理等にかかる事務費相当分を除き、速やかにこれを国庫に返還するものとする。

8. 基金の経理等

(1) 基金設置法人は、基金の経理について、他の基金事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

(2) 基金設置法人は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間程

度、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくかなければならない。

- (3) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

なお、グループ企業（補助事業事務処理マニュアル34ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることを選定理由とすることは認められない。

- (4) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (5) (4)の精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の入札公告、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。

9. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金管理及び委託事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、基金管理及び委託事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、(1)に基づく検査等のほか基金法人が実施する業務の委託先、外注先（それ以下の委託先、外注先を含む）に対して、検査等を行うことができるものとし、基金設置法人は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。
- (3) 大臣は、(1)又は(2)の調査により、適正化法、施行令その他の法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

10. 基金事業及び基金設置法人に係る報告

- (1) 基金設置法人は、基金管理を行う期間において、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」（以下、「基金基準」という）中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保

有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の4月30日までに大臣に報告しなければならない。

- (2) 基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は第3に定める指導監督に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は委託事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合には、速やかに大臣に報告しなければならない。
- (3) 基金設置法人は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る実施体制図（契約相手先明、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、契約締結後速やかに大臣に提出しなければならない。

1 1. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、9.に基づく検査又は、10.に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認める場合には、基金設置法人に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 基金設置法人は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた場合には、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合には、別途大臣と協議を行うこととする。

1 2. 基金の見直し等

大臣は、基金基準に基づき、別紙に定める事項等について指導監督及び必要な措置を講ずることができる。

1 3. 基金基準の遵守等

- (1) 大臣は、基金基準に適合するよう基金設置法人を指導監督するとともに、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金設置法人は、基金基準の3及び4に定める各基準に適合するよう、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第3 基金設置法人による委託事業の指導監督

基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督を行うものとする。

1. 報告聴取による補助事業の実施状況の把握と国への報告

- (1) 基金設置法人は、この第4の5による受託事業者からの報告を受けるほか、補助事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために第4の5による受託事業者から必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- (2) 基金設置法人は、第4に定める補助事業者から補助事業が完了した後の補助事業に係る業務報告等について報告を受けるほか、大臣の求めに応じて報告

しなければならない。

2. 受託事業者の指導

基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、受託事業者に対し必要な改善を指導するものとする。

第4 委託事業及びコロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業（補助事業）

基金設置法人は、基金を用いて、第1に定める目的を達成するために燃料油の卸売事業者等（以下第4において「補助事業者」という。）に対する補助金（以下第4において「補助金」という。）の交付等の業務について、受託事業者と委託契約を締結して実施するものとする。また、基金設置法人は、委託契約の内容について、事前に大臣の了解を得るものとする。

1. 委託事業に要する費用の金額

- (1) 基金設置法人は、委託事業に要する費用のうち、2,500,000,000円を超えない範囲で基金設置法人が相当と認める金額（以下「委託費用」という。）について受託事業者と委託契約を締結する。
- (2) 委託費用の区分は別表1のとおりとする。

2. 補助の対象等

補助対象及び補助額等は別表2に定めるとおりとする。

3. 交付規程の承認

- (1) 基金設置法人は、補助事業の実施に際し、補助金の交付の手續等について別途交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 交付規程は以下の事項を記載する。
 - ① 交付対象要件の定義及び補助額
 - ② 交付申請及び実績報告
 - ③ 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - ④ 申請の取下げ
 - ⑤ 計画変更の承認等
 - ⑥ 補助金の支払
 - ⑦ 交付決定の取消し等
 - ⑧ 受託事業者による調査
 - ⑨ セキュリティ対策
 - ⑩ その他必要な事項

4. 基金設置法人の義務

基金設置法人は、補助金の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業の

実績報告の受理、補助金の額の確定、補助金の返還に関する処分その他補助事業の監督に関する事務を実施しなければならない。

5. 委託事業の内容及び実施体制の整備

受託事業者は以下の事業を行うものとし、委託事業を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業の交付規程の策定に係る業務
- ② 補助事業の公募に係る業務
- ③ 補助事業の審査及び採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）に係る業務
- ④ 補助事業の交付決定に係る業務（補助金交付申請の受理・交付決定通知書の発送等に係る業務）
- ⑤ 補助事業の進捗状況管理・確定検査、支払手続及び事業に関する問合せに係る業務
- ⑥ 補助事業の支払終了後における対応（財産管理・会計検査等）に係る業務
- ⑦ 広報活動に係る業務
- ⑧ 価格モニタリングに係る業務
- ⑨ その他の補助事業に必要となる事項として次に掲げる業務に係る対応
 - ・ jGrants（電子申請システム）と連携して運用する本事業の審査等を管理するシステムの構築
 - ・ 業務状況報告書等の管理及び分析
 - ・ 政策効果検証に係る分析、事例収集
 - ・ 補助金の一部の返還に関する業務等

6. 指導監督等

- (1) 大臣及び基金設置法人は、受託事業者による委託事業の実施に関し、本実施要領に基づき指導監督を行う。
- (2) 受託事業者が補助事業の公募に対する採択を行う場合には、燃料油を卸売販売している事業者であることを確認するとともに、第三者委員会を設置し、当該委員会による審査を行い、大臣及び基金設置法人に対して協議しなければならない。
- (3) 大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、補助事業の採択に当たって、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。
- (4) 受託事業者は、委託事業の実施に疑義が生じた場合又は委託事業の実施に支障が生じた場合には、遅滞なく大臣及び基金設置法人に報告及び相談を行わなければならない。
- (5) 受託事業者は、補助事業の進捗状況管理や補助事業の完了に際して現地調査を行う場合には、大臣に対して、あらかじめ現地調査の実施の方法その他の現地調査に必要な事項について相談を行わなければならない。
- (6) 大臣は、上記（5）の相談を受けた場合には、担当職員を現地調査に同行させることができるものとし、受託事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じな

なければならない。

- (7) 大臣及び基金設置法人は、受託事業者に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。
- (8) 受託事業者は、委託事業の事務実施体制の大幅な変更等、委託事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに大臣及び基金設置法人に報告しなければならない。
- (9) 受託事業者は、補助事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制について公表しなければならない。
- (10) 受託事業者は、補助事業により取得した報告書・証拠書類等を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間程度、大臣及び基金設置法人の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかななければならない。また、補助事業終了後も、第4に定める補助事業者からの報告に基づいて行われる支払いに係る業務が終了し、補助事業を終了した後、補助事業者からの補助事業に係る業務状況報告書（補助事業終了の翌年度以降5年間程度）及び取得財産等の処分に関する報告等の管理を行う必要がある。
- (11) 大臣及び基金設置法人は、受託事業者の事業終了後であっても、事業の実施に疑義が生じたときは、報告を求める場合があるものとする。

7. 委託事業終了後の精算と残金の返還

受託事業者は、委託事業終了後、精算を行い、委託費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合には、これを基金に返還するものとする。

8. 委託事業の実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が委託事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合には、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとするができる。

9. その他

受託事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

第5 その他

本実施要領に定める事項について、必要が生じた場合においては、大臣と基金設置法人との協議の上で、必要な変更を行うことができるものとする。

別表 1

委託費用の区分

区 分	内 容
業務管理費	人件費、旅費、会場費、謝金、備品費（借料及び損料を含む）、消耗品費、印刷製本費、補助職員人件費、その他諸経費（通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水費（電気、水道、ガス）、設備の修繕・保守費、文献購入費）、再委託費、外注費、一般管理費

別表 2

補助の対象等

補助対象経費	支給対象期間中の元売業者等の燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）の卸売販売量
補助率	定額
補助額	<p>補助対象期間中における毎週月曜の全国平均ガソリン価格が170円^{※1}以上となった場合の前週と前々週の原油価格差^{※2}（5円上限）/ℓ × 卸価格改定後から次回卸価格改定までの卸売販売量（ℓ）</p> <p>（※1）支給開始後4週間は170円、翌4週間は171円、翌々4週間は172円、支給終了最終月の3月の残りの週は173円 （※2）日本経済新聞電子版に掲載されているドバイ原油価格</p>
補助事業期間	令和3年度末まで

別紙

「基金基準」に基づき定める事項

1. 基金事業の見直しを実施する時期

基金設置法人は、基金事業について、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行う。

2. 基金事業の目標達成度の評価

基金設置法人は、定期的な事業の見直しを行う際に基金事業の目標の達成度を評価し、公表する。

3. 基金保有割合の算出

基金設置法人は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合を大臣に報告し、公表する。また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を大臣に報告し、公表する。

4. 使用見込みの低い基金等に係る検討

基金基準3（4）アの【基準】に該当する基金（以下「使用見込みの低い基金等」という。）を保有する場合は、定期的な見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを検討する。（ただし、【基準】①に該当する基金については、事業を終了した時点で、直ちに国庫への返還等の検討に着手する）。

5. 所要額の残置

使用見込みの低い基金等であって、当面の危機対応や社会情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある基金については、関係省庁間で協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

6. 返納する額の上限

使用見込みの低い基金等の扱いの検討の結果、使用見込みのない資金として、国からの補助金等を国庫に返納する場合、国庫へ返納する額は、基金のうち国庫補助金等相当額（法定果実を含む）を上限とする。

7. 後年度負担が発生する事業に係る新規申請受付終了後の取扱い

後年度負担が発生する事業において、新規申請の受付を終了した年度以降、毎年度、基金設置法人において支払の財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、その基金の取扱いを検討の上、大臣に報告し、公表する。